

令和7年11月26日

区長室総務課

第134号議案 品川区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第135号議案 品川区長および副区長の給与および旅費条例の一部を改正する条例

第136号議案 品川区教育委員会教育長の給与および旅費ならびに勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

第137号議案 品川区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

品川区特別職報酬等審議会の答申を受け、区議会議員の議員報酬の月額および期末手当の支給月数ならびに区長、副区長および教育長の給料月額および期末手当の支給月数について引き上げの改定を行う。

また、常勤監査委員給料月額および期末手当の支給月数についても引き上げの改定を行う。

2 改正の内容

(1) 議員報酬および給料額の改定について

		現行月額(A)	改定月額(B)	増加額(B-A)
区議会議員	議長	928,000円	959,000円	+31,000円
	副議長	792,000円	818,000円	+26,000円
	委員長	656,000円	678,000円	+22,000円
	副委員長	631,000円	652,000円	+21,000円
	議員	609,000円	629,000円	+20,000円
区長		1,152,000円	1,190,000円	+38,000円
副区長		926,000円	957,000円	+31,000円
教育長		805,000円	832,000円	+27,000円
常勤監査委員		684,000円	707,000円	+23,000円

※増加率は、3.3%とし、算定後の月額の1,000円未満を四捨五入したものを改定額とする。

(2) 期末手当の改定について

	現 行	令和7年度	令和8年度以降
6ヶ月期	1.865月	1.865月	1.885月(+0.02)
12ヶ月期	1.865月	1.905月(+0.04)	1.885月(+0.02)
合 計	3.73月	3.77月(+0.04)	3.77月(+0.04)

3 施行日

令和7年12月1日

(ただし、期末手当の改定に関する規定のうち、令和8年度以降の支給月数に係る各期別の割振りに関する規定は令和8年4月1日から施行)

品川区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

○品川区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

新	旧
第2条 議会の議長、副議長、委員会委員長、委員会副委員長および議員の議員報酬の月額は、次のとおりとする。	第2条 議会の議長、副議長、委員会委員長、委員会副委員長および議員の議員報酬の月額は、次のとおりとする。
議長 <u>959,000</u> 円	議長 <u>928,000</u> 円
副議長 <u>818,000</u> 円	副議長 <u>792,000</u> 円
委員会委員長 <u>678,000</u> 円	委員会委員長 <u>656,000</u> 円
委員会副委員長 <u>652,000</u> 円	委員会副委員長 <u>631,000</u> 円
議員 <u>629,000</u> 円	議員 <u>609,000</u> 円
<u>付 則</u> <u>この条例は、令和7年12月1日から施行する。</u>	

品川区長および副区長の給与および旅費条例の一部を改正する条例新旧対照表

○品川区長および副区長の給与および旅費条例

【第1条による改正】

新	旧
(給料の額) 第2条 区長および副区長の給料月額は、次のとおりとする。 区長 <u>1,190,000円</u> 副区長 <u>957,000円</u>	(給料の額) 第2条 区長および副区長の給料月額は、次のとおりとする。 区長 <u>1,152,000円</u> 副区長 <u>926,000円</u>
(期末手当) 第6条 (第1項省略) 2 支給月数は、6月に支給する期末手当においては100分の186.5、 <u>12月に支給する期末手当においては100分の190.5</u> とする。	(期末手当) 第6条 (第1項省略) 2 支給月数は、6月 <u>および12月</u> に支給する期末手当においては100分の186.5とする。
(第3項省略)	(第3項省略)

【第2条による改正】

新	旧
(期末手当) 第6条 (第1項省略) 2 支給月数は、 <u>6月および12月に支給する期末手当においては100分の188.5</u> とする。	(期末手当) 第6条 (第1項省略) 2 支給月数は、 <u>6月に支給する期末手当においては100分の186.5、12月に支給する期末手当においては100分の190.5</u> とする。
(第3項省略)	(第3項省略)

【改正付則】

新	旧
<u>付 則</u> <u>この条例は、令和7年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。</u>	

品川区教育委員会教育長の給与および旅費ならびに勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

○品川区教育委員会教育長の給与および旅費ならびに勤務時間その他の勤務条件に関する条例

【第1条による改正】

新	旧
<p>(給料の額)</p> <p>第2条 教育長の給料額は、月額<u>832,000</u>円とする。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第6条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の186.5、<u>12月に支給する場合においては100分の190.5</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 第2条に規定する給料月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額</p> <p>(2) 前号の額に100分の20を乗じて得た額</p> <p>(3) 第2条に規定する給料月額に100分の25を乗じて得た額</p> <p>(第2項省略)</p>	<p>(給料の額)</p> <p>第2条 教育長の給料額は、月額<u>805,000</u>円とする。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第6条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、6月<u>および12月</u>に支給する場合においては100分の186.5を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 第2条に規定する給料月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額</p> <p>(2) 前号の額に100分の20を乗じて得た額</p> <p>(3) 第2条に規定する給料月額に100分の25を乗じて得た額</p> <p>(第2項省略)</p>

【第2条による改正】

新	旧
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、<u>6月および12月に支給する場合においては100分の188.5</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 第2条に規定する給料月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額</p> <p>(2) 前号の額に100分の20を乗じて得た額</p> <p>(3) 第2条に規定する給料月額に100分の25を乗じて得た額</p> <p>(第2項省略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、<u>6月に支給する場合においては100分の186.5、12月に支給する場合においては100分の190.5</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 第2条に規定する給料月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額</p> <p>(2) 前号の額に100分の20を乗じて得た額</p> <p>(3) 第2条に規定する給料月額に100分の25を乗じて得た額</p> <p>(第2項省略)</p>

【改正付則】

新	旧
<p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、令和 7 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、</u> <u>令和 8 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>	

品川区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

○品川区監査委員の給与等に関する条例

新	旧
<p>(給料および報酬)</p> <p>第2条 人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから選任された監査委員（以下「識見監査委員」という。）で常勤のもの（代表監査委員となった場合を含む。）の給料月額は、<u>707,000</u>円とする。</p> <p>(第2項および第3項省略)</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、令和7年12月1日から施行する。</u></p>	<p>(給料および報酬)</p> <p>第2条 人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから選任された監査委員（以下「識見監査委員」という。）で常勤のもの（代表監査委員となった場合を含む。）の給料月額は、<u>684,000</u>円とする。</p> <p>(第2項および第3項省略)</p>